

基本計画検討の進め方（案）

1 基本計画（素案）についての意見の提示（審議会）

- ・基本計画の検討にあたっては、予め検討する事項を決めておきます。
- ・事前に、検討事項についての意見があれば事務局へ提示します。
- ・事務局は、意見の取りまとめを行い、会議の際に（できれば事前に）、資料として配布します。

※分科会では、担当外の分野についてもご意見を提示いただければ、審議の際に併せて検討します

2 基本計画（素案）についての審議（審議会）

- ・基本計画（素案）について、審議を行います。
- ・審議の結果は、以下3点にまとめます。

①基本計画（素案）を直接修正する

表現の修正、項目の追加など具体的に加除修正を行う

②行政に対しての提案

具体的な修正ではなく、新たな視点の追加や、項目の統合・分割など行政に対し再考を促す

③その他

基本計画（素案）自体についてはではない意見。例えば、基本計画策定後の取り組みや、基本計画の推進方法等についての提案など

3 審議内容の確認（審議会）

- ・議事録等を基に、前回の審議で決定した内容を確認し、行政への意見とします

4 行政における検討（行政）

- ・審議会からの意見について、基本計画への反映を検討する
- ・検討結果を審議会へ提示する

5 答申の作成（審議会）

- ・行政の検討結果を基にさらに、意見・提案をまとめ、ここまでの審議結果とともに答申を作成する